

○国土交通省告示第千八十五号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十四年十月九日

国土交通大臣臨時代理

国務大臣 郡司 彰

第1 起業者の名称 国土交通大臣

第2 事業の種類 一般国道55号改築工事（高知東部自動車道「高知南国道路」・高知県南国市伊達野字馬瀬地内から同市伊達野字立岩地内まで及び同市田村字石橋本地内から同市物部字下王島地内まで）

第3 起業地

1 収用の部分 高知県南国市伊達野字馬瀬、字立岩及び字久保前、田村字石橋本、字大久保、字天郷、字宮スズレ、字権現ノ東、字二丁地及び字北東光寺並びに物部字西新家及び字下王島地内

2 使用の部分 高知県南国市伊達野字立岩及び字久保前地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、高知県南国市伊達野字馬瀬地内の高知東インターチェンジ（仮称）から同市物部字下王島地内の高知空港インターチェンジ（仮称）までの延長4.1 kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一般国道55号改築工事（高知東部自動車道「高知南国道路」）」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号に掲げる一般国道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

一般国道の改築は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされており、本件区間は、同法第13条第1項の指定区間に該当することなどから、起業者である国土交通大臣は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

一般国道55号（高知東部自動車道。以下「本路線」という。）は、高知市から南国市、香南市等を経て、安芸市に至る延長約36kmの自動車専用道路である。

本路線が通過する南国市及び香南市（以下「本地域」という。）は、園芸農業が盛んな地域であり、ししとう、にら等の農産品が関西方面等へ出荷されている。

本地域には物流等を担う主要幹線道路として一般国道55号があるが、本件区間から高知市に至る区間（以下「現道」という。）では、物流等による通過交通と地域住民等の地域内交通とがふくそうし、慢性的な交通混雑が発生しており、主要幹線道路としての機能を十分に発揮していない状況にある。

平成22年度道路交通センサスによると、現道の自動車交通量は、高知市介良乙地内で40,474台／日であり、混雑度は2.38となっている。

本件事業の完成により、供用予定である本路線の他の区間と接続し、高速自動車国道四国横断自動車道阿南四万十線と連絡されることで、本地域と高知県内外の各都市とを結ぶ広域的な高速交通ネットワークが形成され、自動車交通の高速化及び定時性の確保による利便性が向上し、物流の効率化等に寄与することが認められる。また、本路線が現道の通過交通を分担することから、現道の交通混雑の緩和が図られるなど、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、都市計画手続において、都市計画決定権者である高知県知事が、「環境影響評価の実施について」（昭和59年8月閣議決定）等に基づき、平成2年8月に大気質、騒音等について環境影響評価を実施しており、その結果によると、いずれの評価項目においても環境基準等を満足すると評価されている。また、計画交通量の見直し及び環境影響評価以降に新たに得られた知見を踏まえ、起業者が平成24年3月に環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に準じて、任意で環境影響評価の照査を実施したところ、いずれの評価項目においても環境基準等を満足するとされている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

上記の環境影響評価その他の調査等によると、本件区間内及びその周辺の土地において、文化財保護法（昭和25年法律第214号）及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）により起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物は確認されていない。

また、動物については、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されてい

るメダカ、準絶滅危惧として掲載されているモノアラガイ等が確認されているが、周辺に同様の生息環境が広く残されることなどから影響は小さいとされている。

植物については、環境省レッドリストに絶滅危惧 I B類として掲載されているアゼオトギリ等の生育が確認されているが、起業者は工事による改変箇所での生育が確認された場合には、専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講じることとしている。

なお、本件区間内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が5箇所存在するが、このうち4箇所については発掘調査が完了しており、既に記録保存等の措置が講じられている。起業者は、残る1箇所についても高知県教育委員会と協議を行い、必要に応じて記録保存等の適切な措置を講じることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、本地域と高知県内外の各都市とを結ぶ広域的な高速交通ネットワークを形成し、現道の交通混雑の緩和を図ることを主な目的とし、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第1種第3級の規格に基づく4車線の自動車専用道路を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の事業計画は、平成2年10月23日に都市計画決定され、平成17年3月18日に変更決定された都市計画と、のり面等を除き、基本的内容について整合しているものである。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、本地域と高知県内外の各都市とを結ぶ広域的な高速交通ネットワークを早期に整備するとともに、できるだけ早期に現道の交通混雑の緩和を図る必要があると認められる。

また、本路線の沿線自治体の長等からなる高知東部自動車道整備促進期成同盟会等より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 高知県南国市役所